

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月6日

照会部署名 一宮年金事務所 適用調査課

照会担当者 アシスタントインストラクター 矢野 浩二 (役職名) 適用調査課長

連絡先 [REDACTED]

[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 酒井

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-020	本部受付番号 No. 2010-843
-------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

扶養者認定時の収入について

(内容)

高年齢求職者給付金について、扶養認定の際の収入に含めるか否か、社会保険労務士より照会がありました。

当所より中部ブロック本部へ相談し、ハローワークホームページを参考資料として提供いただきました。(PDFファイルにて添付)

1回きりの支給ではあるものの、基本手当と同じようなものと解釈できるので、疑義照会回答票(No. 2010-92)の特例一時金と同じように取り扱ってよろしいでしょうか。

平成22年7月8日付回答再検討のため、一時回答取り下げとなっておりましたので、合わせてご教示ねがいます。

(ブロック本部回答)

高年齢求職者給付金については、疑義照会No.2010-92の短期一時金と同様に取り扱うものと考えますが、疑義照会の回答が、一時取り下げられたことから、当案件につきましても本部へ照会をしていただきますようお願いします。

回答日 平成22年8月12日

回答部署名 中部ブロック本部適用徴収支援部
厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター

(厚生年金適用支援グループ長) 栗本 孝広

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

高年齢求職者給付金については、雇用保険における通常の被保険者に対する基本手当とは異なり、扶養対象者の恒常的な所得の現況を判断し得る性質のものではないため、被扶養者認定の対象となる収入には該当しない。(疑義照会2010-92参照)

回答日 平成23年9月28日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 (一般職) 上田 昌典

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

岡村

(軽微なものについてはグループ長)